

臨時福祉給付金について

申請が始まっています！

締め切りは平成26年11月28日です。(締め切り後は受付できません。)



【支給対象者について】

○支給対象者は、平成26年1月1日において、以下の条件を満たした方です。

- ①美波町の住民基本台帳に記録されている方
- ②平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方

ただし、以下の場合は対象外です。

- ・あなたを扶養している方が課税されている場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者である場合
- ・ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者である場合

※下記に該当する方は、扶養関係に関わらず臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。
詳細は、住民生活課までお問い合わせください。

- ・配偶者からの暴力を理由に避難されている方
- ・児童福祉施設に入所している児童
- ・障害者や高齢者で虐待を受け、入所等の措置が採られている方

○支給額は、支給対象者1人につき1万円です。ただし、支給対象者の中で下記の年金や手当などの受給者は1人につき5千円を加算します。

※複数の加算措置に該当する方の場合も加算される額は1人につき5千円です。

(加算措置の対象となる年金や手当などの一覧)

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等
- ②児童扶養手当
- ③特別児童扶養手当
- ④障害児福祉手当
- ⑤特別障害者手当
- ⑥経過的福祉手当
- ⑦原爆被爆者諸手当
- ⑧毒ガス障害者対策手当
- ⑨ガス障害者対策手当
- ⑩予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金
- ⑫(医薬品副作用被害救済制度の)副作用救済給付又は(生物由来製品感染等被害救済制度の)感染救済給付

【お問い合わせ先】 役場住民生活課臨時福祉給付金係 ☎ 77 - 3613

◆上記支給要件に該当する方でも

税の申告をされていない方は、対象となりません。

申告をされたことを確認後、申請書を送らせていただきます。

※税の申告は随時、役場税務課で受付しています。

税についてのお問い合わせは税務課 ☎ 77 - 3615

